日本政策金融公庫管財部契約課入札心得(物品の購入、製造、業務委託等)

平成 20 年 11 月 20 日制定 令和 4 年 11 月 14 日最終改正

(趣旨)

第1条 株式会社日本政策金融公庫管財部契約課(以下「公庫」という。)の実施する一般競争又は指名競争(以下「競争」という。)において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、別に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(競争に参加できない者)

- 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争に参加できない。
- (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
- (2)公庫の契約に関し、次のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に 関して不正の行為をしたとき。
 - イ 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事 実に基づき過大な額で行ったとき。
 - キ 前アからカまでの規定により契約の締結又は履行に当たり競争に参加できないとされている 者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) 前号に該当する者を入札代理人として使用する者
- (4) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- (5) 競争参加資格申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けている者
- (6) その他公庫が不適当と認めた者

(入札者の義務)

- 第3条 入札者は、受領した文書等を厳格に管理し、第三者に漏らしてはならず、入札書類作成以外に は使用してはならない。
- 2 入札者は、開札日の前日までの間において、入札関係職員から入札書類に関する説明を求められた場合は、速やかに対応しなければならない。

(仕様書等)

- 第4条 入札者は、入札説明書、仕様書、図面、契約書(案)及び添付書類を熟読の上、入札しなければならない。
- 2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、入札関係職員に説明を求めることができる。
- 3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第5条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

- 第6条 入札者は、別紙様式第1による入札書を封緘の上、封筒の表に入札件名を、裏には入札者名(会社名)を記載し提出しなければならない。
- 2 入札説明書の定めにより、入札書を郵送する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒の表に入札件名を、裏には入札者名(会社名)を記載して提出しなければならない。

(入札書の記載)

- 第7条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、「見積もった金額×100/(100+消費税及び地方消費税の税率(パーセント))」に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札書には代表者印又は別途公庫に届け出た印を押印すること。

(代理人による入札)

- 第8条 代理人が入札する場合には、入札書に入札者の商号又は名称及び当該代理人(受任者)の氏名を記入して、押印をしておくとともに、入札書の提出期限までに別紙様式第2により代理人委任状を 作成し、提出しなければならない。
- 2 再度入札から、代理人が入札する場合は、前項中「入札書の提出期限」とあるのは「再度入札書の 提出期限」と読み替えるものとする。

(入札の辞退)

- 第9条 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合に おいて対象となるのは、「一般競争参加資格認定通知書」を受領した者、又は指名競争の参加を認め られた者とする。
- 2 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- (1)入札執行前にあっては、別紙様式第3による入札辞退書を公庫に直接持参し、又は郵送(入札書の提出期限までに到達するものに限る。)して行う。

- (2)入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札のとりやめ等)

- 第 10 条 公庫は、入札者が連合又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行(第 17 条第1項に定める再度入札を含む。以下この条において同じ。)を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 2 公庫は、台風、地震、洪水その他の自然災害若しくは感染症の流行(以下「災害等不可抗力」という。)により入札の執行が困難と公庫が判断したとき又は公庫が特に必要と認めたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(入札書の引換え等の禁止)

第11条 入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

(競争執行の場所の入退場の制限)

- 第 12 条 入札者又はその代理人(以下「入札者等」という。)は、入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- 2 入札者等は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほかは、退場できない。
- 3 公正な執行を妨げようとした者は、退場させるものとする。

(無効の入札書)

- 第13条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。
 - (1) 提出期限(第10条により延期した場合は、延期後の提出期限)に遅れた入札書
 - (2) 競争参加資格を有しない者の入札書
- (3) 代理人委任状の提出がなされていない代理人が行った入札書
- (4) 同一入札者からの2つ以上の入札書
- (5) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札書
- (6) 正常な競争を妨げる目的をもって連合したことが認められる入札書
- (7)総額について落札者を決定すべき旨を告げて入札に付した場合に、総額でない価格を記入した入 札書
- (8) 金額が不明な入札書
- (9) 記名、押印又は署名のない入札書
- (10) 入札金額の訂正のある入札書
- (11) 他の入札者の入札参加を妨害する行為又は入札関係職員の職務執行を妨害する行為を行った者の 入札書

(12) その他入札に関する条件に適合しない入札書

(開札)

第 14 条 開札は、入札者等を立ち会わせて行う。ただし、入札者等が立ち会わない場合は、入札事務 に関係のない公庫の職員を立ち会わせて行う。

(落札者の決定)

- 第 15 条 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和 55 年政令第 300 号)第 3 条第 1 項に規定する特定調達(以下「政府調達」という。)以外の競争で、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認め、最低制限価格をあらかじめ設定したときは、入札金額の範囲を予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上とする。
- 2 総合評価落札方式の場合は、公庫が採用できると判断した提案書を提出した入札者であって、その 入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の総 合評価基準書に記載された方法で評価、計算して得た評価値(以下「総合評価値」という。)が最も 高かった者を落札者とする。
- 3 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるとき又は総合評価値の最も高い者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない公庫の職員にくじを引かせるものとする。
- 4 当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認め、調査基準価格をあらかじめ 設定したときに、落札者となるべき者が調査基準価格を下回った入札者となった場合は、落札者の決定を留保する。
- 5 前項により落札者の決定を留保したときは、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査を行う。このとき、該当する入札者は、この調査に協力するものとする。

(最低価格の入札者及び総合評価値が最も高かった者以外の者を落札者にする場合)

- 第 16 条 前条第 5 項の調査の結果、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれが あると認めたときは、次の各号のとおりとする。
 - (1)予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を 落札者とする。ただし、政府調達以外の競争で、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特 に必要があると認め、最低制限価格をあらかじめ設定したときは、入札金額の範囲を予定価格の制 限の範囲内で最低制限価格以上とする。
 - (2)総合評価落札方式の場合は、総合評価値が次に高かった者を落札者とする。

(再度入札)

第 17 条 開札をした場合において、すべての入札の中に予定価格の制限に達した価格の入札がないと

- きは、直ちに、再度の入札を行う。ただし、政府調達に係る競争の場合は、別に定める日時において 再度の入札を行う。
- 2 開札の際に入札者等が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、政府 調達に係る競争の場合、災害等不可抗力により立ち会えなかった場合又は公庫が立ち会いを不要と判 断した場合は、その限りではない。
- 3 再度入札は、原則として2回(初回入札を含め3回)を限度とする。ただし、最低制限価格を下回った者は、再度入札に参加できないものとする。
- 4 落札者がないときは、契約の目的に応じ、最低又は最高の価格をもって入札をした者を対象として 随意契約交渉を行うことがある。
- 5 総合評価落札方式の場合は、公庫が採用できると判断した提案書を提出した入札者のうち随意契約 交渉に応じる意思を示した全ての者を対象として随意契約交渉を行うことがある。

(入札書等に使用する言語及び通貨)

第 18 条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

第 19 条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが 判明したときは、落札決定を取消すことができる。

(契約に係る情報の公表)

- 第 20 条 競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、原則として次の 各号に掲げる事項を、公庫のホームページに掲載し、公表する。
 - (1) 物品又は役務の名称及び数量
- (2) 契約責任者の氏名及び所在地
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価落札方式によった場合はその旨(随意契約を行った場合を除く。)
- (6) 契約金額
- (7) 予定価格(公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの 又は公庫の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。)
- (8) 落札率 (契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率をいう。予定価格を公表しない場合を除く。)
- (9) 随意契約によることとした規定の根拠条文及び理由(企画競争又は公募手続きを行った場合は、 その旨)
- (10) 公庫の主務省が所管する公益法人と随意契約する場合に、当該法人に公庫の常勤の役職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数

- (11) その他必要と認められる事項
- 2 政府調達については、前項に定める公表方法に加えて、次のとおりとする。
- (1) 競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、 落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に 書面により通知する。
- (2) 競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次の各号に掲げる事項を官報により公示する。
 - ア 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
 - イ 契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部室等の名称及び所在地
 - ウ 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
 - エ 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
 - オ 落札金額又は随意契約に係る契約金額
 - カ 契約の相手方を決定した手続
 - キ 一般競争又は指名競争によることとした場合には、公告又は公示を行った日
 - ク 随意契約によることとした場合はその理由
 - ケ その他必要な事項

(費用)

第21条 入札及び契約事務に係る費用は、すべて入札者の負担とする。

(その他)

第 22 条 公庫が電子入札システムを利用すると指定した競争における電子入札システムの運用については、株式会社日本政策金融公庫電子入札運用基準(以下「運用基準」という。)の定めのとおり。 なお、この心得と運用基準の定めに齟齬がある場合は、運用基準の定めを優先する。

以上

附 則(平成31年4月1日)

この心得は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月1日)

この心得は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年4月10日)

この心得は、令和2年4月10日から施行する。

附 則(令和4年11月14日)

(施行日)

1 この心得は、令和4年11月14日から施行する。

(経過措置)

2 この心得の施行の日前において行われた公告に係る競争については、第22条の改正は適用しない。

入 札 書

株式会社日本政策金融公庫 管財部長 殿

【入札者】住 所

商号又は名称 代表者氏名

代表者印

(代理人氏名)

印

入札心得、契約条項の内容及び入札説明書に記載された一切の事項を承諾のうえ、入札します。

	+	億	千	百	+	万	千	百	+	<u> </u>	
入札											円也
金額											716

(消費税及び地方消費税を除く)

入札件名 ●●●●

落札方式:●●●●落札方式

- (注) 1 入札金額は、算用数字で記入し、あたまを¥で止めること。
 - 2 代表者印は、競争参加資格申請書に使用した同一の印鑑で押印する。
 - 3 代理人の入札の場合は、代表者印を省略することができる。

代理人委任状

株式会社日本政策金融公庫 管財部長 殿

【入札者】住 所

商号又は名称 代表者氏名

代表者印

私は下記の者を代理人と定め、●●●●(令和●年●月●日付け公告)のための競争入札、見積もり及び復代理人選任に関する一切の権限を委任します。

記

生 所 受 任 者 商 号

氏 名

印

受任者使用印鑑



- (注) 1 代表者印は、競争参加資格申請書に使用した同一の印鑑で押印する。
 - 2 受任者欄及び受任者使用印鑑欄は、同一の印鑑で押印する。

入 札 辞 退 書

株式会社日本政策金融公庫 管財部長 殿

【入札者】住 所

商号又は名称

代表者氏名 代表者印

(代理人氏名) 印

__入札件名____●●●●___

このたび、上記入札について、都合により辞退いたします。

(注) 代表者印は、競争参加資格申請書に使用した同一の印鑑で押印する。